

江別市再生可能エネルギー導入調査等実施業務
公募型プロポーザル実施要領

第1 業務目的

2050年までの脱炭素社会の実現を見据え、公共施設等への太陽光発電設備の導入を計画的、段階的に進めるための調査・分析を行うことを目的とする。

なお、本事業は、環境省の「令和3年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち、公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援（第1号事業の3）」の採択を受け実施するものである。

第2 業務概要

1 業務名

江別市再生可能エネルギー導入調査等実施業務

2 業務内容

別紙「江別市再生可能エネルギー導入調査等実施業務委託仕様書」のとおり

※契約時における仕様書は、提案者の企画提案内容に応じて、仕様を変更することがあります。

3 委託期間

契約締結日から令和5年2月28日まで

第3 提案上限金額

12,230,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

※本金額はプロポーザルのために設定した金額であり、契約金額ではありません。

第4 募集及び選定のスケジュール

項目	期限
公募開始	令和4年 6月 3日（金曜日）
質問書の提出期限	令和4年 6月10日（金曜日）午後5時まで（必着）
質問書に対する回答	令和4年 6月13日（月曜日）
企画提案書等の提出期限	令和4年 6月24日（金曜日）午後5時まで（必着）
プレゼンテーション審査日	令和4年 6月30日（木曜日） 予定
審査結果の通知	令和4年 7月 1日（金曜日） 発送予定

第5 参加資格

本案件に参加できる者は、以下のすべての要件を満たすものとします。

- 1 北海道内に事業所（本社、支店又は営業所）があること。

- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の各号に掲げる者でないこと。
- 3 令和4年度江別市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- 4 江別市競争入札参加資格関係事務取扱要綱（平成11年3月10日施行）による指名停止を受けていないこと。
- 5 江別市暴力団排除条例（平成25年条例第38号）による入札参加除外措置を受けていないこと。
- 6 暴力団関係事業者等でないこと。
- 7 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てをしている者（更正手続開始の決定を受けている者は除く。）、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者は除く。）でないこと。
- 8 国税及び地方税を滞納している者でないこと。

第6 参加申込手続

1 提出書類

- (1) 企画提案参加申込書兼誓約書（様式1）
- (2) 本業務の実施体制（任意様式）
- (3) 会社概要（任意様式）
- (4) 企画提案書（任意様式）
- (5) 業務工程表（任意様式）
- (6) 事業実績書（任意様式）
※本業務と同等又は類似した業務の実績（件名、委託者、履行期間、業務概要等）を記載すること。
- (7) 見積書（任意様式）
※積算根拠等を詳細に記載すること。

2 提出部数

正本1部 副本5部の計6部

3 提出期間

令和4年6月3日（金曜日）から令和4年6月24日（金曜日）午後5時まで

4 提出方法

郵送及び持参によります。なお、郵送時は、令和4年6月24日（金曜日）までの消印有効とします。持参時は、土日祝日を除く午前9時から午後5時までの受付とします。

5 提出先

〒067-0051 江別市工業町14番地の3
江別市生活環境部環境室環境課環境保全係（環境政策担当）
電話：011-381-1395（直通）

6 提出にあたっての留意点

- ・ 1度提出された書類の差し替え、再提出は認めないこととします。ただし、やむを得ない理由により修正又は変更が生じた場合で、江別市が承諾した場合は、この限りではありません。
- ・ 提出された書類は返却しません。
- ・ 提案は、1提案者につき1提案とします。
- ・ 提出された書類は、参加者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には使用しません。

第7 質問及び回答

1 提出方法

- ・ 質問書（様式2）により、環境課宛電子メールのみの受付とします。なお、質問書の受付は、「第5 参加資格」を満たす事業者からの質問に限ります。
- ・ 電子メールの件名は、「プロポーザル質問」としてください。
- ・ 環境課宛電子メールアドレス kankyo@city.ebetsu.lg.jp

2 提出期間

令和4年6月3日（金曜日）から令和4年6月10日（金曜日）午後5時まで

3 回答日時及び方法

質問及び回答内容は、令和4年6月13日（月曜日）に江別市ホームページに掲載します。ただし、質問が本プロポーザルの評価等に影響を及ぼす恐れがある内容の場合は、回答しないことがあります。なお、本実施要領及び仕様書の内容が変わり得る質問は、回答をもって内容の修正とみなします。

第8 審査方法等

1 審査及び選定方法

本実施要領及び仕様書に基づき提出された企画提案書等について、プロポーザル選考委員会がプレゼンテーション審査を実施し、最高得点の提案者を受託候補事業者とします。

なお、最高得点の提案者が複数ある場合は、選考委員会の議決により受託候補事業者を選定します。

2 実施日

令和4年6月30日（木曜日）を予定

※日時及び場所等の詳細は、別途通知します。

3 出席者

3名以内とし、プレゼンテーションを行う者は、実際に本業務を行う予定の者となります。（マスクを着用することとし、新型コロナウイルス感染拡大のため、検温を行います。）

4 発表時間

1 提案者につき25分程度（提案説明20分、質疑応答5分）

5 機材

本市でスクリーン、プロジェクターを用意しますので、これらの機材を使用する場合は貴社のパソコン等をご用意ください。

6 評価基準

No.	評価項目	配点
1	本市の現状や課題、特性を的確に把握した提案となっているか。	15点
2	高度な知識や専門的な技術、企画力を活かした提案となっているか。	20点
3	プレゼンテーションでの説明が明確であり、質疑応答が的確であるか。	10点
4	見積金額は妥当なものになっているか。	10点
5	業務内容に必要な経験・能力を有する担当者の配置が予定されているか。	15点
6	具体的な業務工程（スケジュール）となっているか。	10点
7	本業務と同等又は類似した業務の実績があるか。	20点
合計		100点

第9 審査結果

審査結果は、全ての提案者に対して文書で通知するとともに、市ホームページに公表します。ただし、受託候補事業者以外の名称は秘匿とします。

選考の理由、選考結果に対する問い合わせ及び異議等には一切応じません。

第10 失格要件

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とします。

- 1 参加資格要件を満たしていない場合
- 2 提出書類に虚偽の記載があった場合
- 3 本実施要領等に示した提出方法及び提出期限及び提出場所を守らなかった場合
- 4 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- 5 提案された見積金額が提案上限金額を超過している場合

第11 その他

- 1 書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提案者の負担とします。
- 2 参加申込後、都合により参加を辞退することとなった場合は、速やかに参加辞退届（様式3）を環境課宛に提出してください。（提出期限は、令和4年6月27日（月曜日）午後5時まで。）

- 3 提出された企画提案書等は、江別市情報公開条例（平成14年条例第7号）の規定に基づき、公文書公開請求の対象となります。
- 4 候補者の選定後、速やかに本業務に係る協議をし、随意契約の手続きを行います。

第12 問合せ先

江別市生活環境部環境室環境課環境保全係（環境政策担当）

〒067-0051 江別市工業町14番地の3

江別市生活環境部環境室環境課環境保全係（環境政策担当）

電話：011-381-1395（直通）FAX：011-382-7240

E-Mail：kankyo@city.ebetsu.lg.jp